

食安輸発0422第1号

平成23年4月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

(ガーナ産カカオ豆のクロルピリホス、中国産未成熟いんげんのフェンプロパトリン及び中国産チュウゴクモクズガニのフラゾリドンの解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年4月14日付け食安輸発0414第2号）にて通知したところです。

今般、同通知の別表1に示すガーナ産カカオ豆のクロルピリホス、中国産未成熟いんげんのフェンプロパトリン及び中国産チュウゴクモクズガニのフラゾリドンについて、平成23年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）に基づく検査命令の解除の要件を満たすことが確認されたことから、その検査命令を解除し、当該品目等の項を削除します。

なお、解除された当該品目等については、計画に基づきモニタリング検査の検査率を引き上げ一定期間継続して対応することとなるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。